

仙北市新型インフルエンザ等対策行動計画

2026年3月
仙北市

【目次】

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1部 はじめに | 1 |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針 | 4 |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 | 4 |
| 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 | 9 |
| 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組み等 | 11 |
| 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 | 11 |
| 第1章 実施体制 | |
| 第1節 準備期 | 12 |
| 第2節 初動期 | 13 |
| 第3節 対応期 | 17 |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | |
| 第1節 準備期 | 19 |
| 第2節 初動期から対応期 | 20 |
| 第3章 まん延防止 | |
| 第1節 準備期 | 21 |
| 第2節 初動期から対応期 | 22 |
| 第4章 ワクチン | |
| 第1節 準備期 | 23 |
| 第2節 初動期 | 27 |
| 第3節 対応期 | 29 |
| 第5章 保健 | |
| 第1節 準備期 | 31 |
| 第2節 初動期 | 32 |
| 第3節 対応期 | 33 |
| 第6章 物資 | |
| 第1節 準備期 | 34 |
| 第2節 初動期から対応期 | 34 |
| 第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保 | |
| 第1節 準備期 | 35 |
| 第2節 初動期から対応期 | 37 |

第1部 はじめに

第1章 新型インフルエンザ等対策改訂の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 仙北市新型インフルエンザ等対策行動計画改訂の目的

平成25年（2013年）4月、国は新型インフルエンザ等の全国的かつ急速にまん延の恐れのある新感染症について対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。以下「特措法」という。」を定めた。また、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、同年に新型インフルエンザ等対策政府行動計画¹（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

令和元年（2019年）12月以降、全世界にパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の対応では、上記特措法及び政府行動計画を基に、国を挙げて保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討しながら、病原体の変異や次々と変化する情勢に対し、3年超にわたり取組を進めており、こうした新型コロナの教訓を踏まえ、国は令和6年（2024年）7月に政府行動計画を抜本的に改定したほか、これを受けて、秋田県は令和7年（2025年）3月に秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を策定している。

本市においても、平成27年（2015年）9月に仙北市新型インフルエンザ対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定しているが、このような新型コロナ対策での経験を活かし、平時の備えに万全を期すとともに、有事においては感染症の特性や科学的知見を関係機関と情報交換しつつ、市民の生命及び健康、市民生活や市民経済に及ぼす影響を最小限に抑え、感染症危機に対応できるよう、政府行動計画及び県行動計画に基づき、市行動計画を改定する。

¹ 行動計画：特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定するインフルエンザ等対策の実施に関する計画。政府が策定するものについては政府行動計画、県が策定するものについては県行動計画、市が策定するものについては市行動計画という。

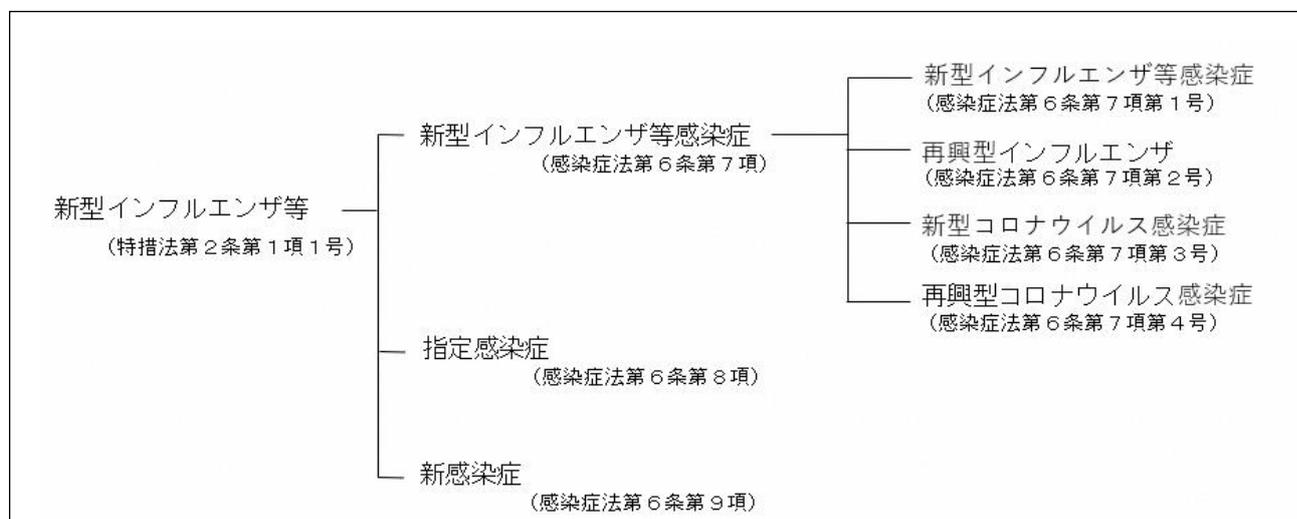
第1部 はじめに

第2節 対象とする疾患

市行動計画の対象となる新型インフルエンザ等の定義については、特措法第2条第1項の規定のとおりとし、同法第1条に規定する対象を市民に読み替えて「市民の大部分がその免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、罹患した場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、市民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあるものについて、対策の強化を図り、生命と健康を保護し、その影響が最小となること」を目的とする。

また、関連法規として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）」の規定もあることから、図表1～3に参考として記載する。

図表1 新型インフルエンザ等の定義



図表2 感染症法の対象となる感染症の分類

| 分類 | 規定されている感染症 | 分類の考え方 |
|-------|---|---|
| 1類感染症 | エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 | 感染力及び罹患した場合の重篤性から見た危険性が極めて高い感染症 |
| 2類感染症 | 結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)等 | 感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症 |
| 3類感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等 | 特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症 |
| 4類感染症 | 狂犬病、マラリア、デング熱 | 動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症 |
| 5類感染症 | インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス)、性器クラミジア感染症等 | 国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症 |

図表3 危機管理のための類型

| 分類 | 概要等 | 分類の考え方 |
|--|--|--|
| 新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項) | 新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型コロナウイルス感染症 | <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的に規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの |
| 指定感染症 (感染症法第6条8項) ※当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの | 既知の感染症であって、まん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの | |
| 新感染症 (感染症法第6条第9項) ※全国的かつ急速な、まん延のおそれがあるもの | 人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの | |

※季節性インフルエンザや COVID19、麻しん(はしか)、結核など、感染症法第6条第2項から6項までの1類～5類感染症は当計画の対象外。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

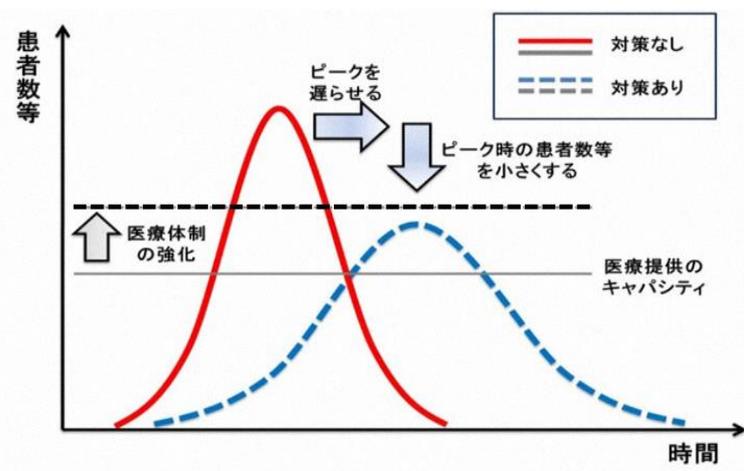
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、秋田県及び仙北市にも多大な影響が発生すると推測される。

こうした新型インフルエンザ等の患者の発生が一定の期間に偏った場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチンを準備するための時間を確保する。
- ・ 患者数等をなるべく少なくして、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

図表4 対策の効果・概念図



(2) 市民の生活環境に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・ 感染拡大防止と社会活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより市民の生活環境への影響を軽減する。
- ・ 市内及び近隣地域と連携した感染対策等により、市民の生活及び経済活動の安定を確保する。
- ・ 市及び事業者の事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供体制又は市民生活及び市民経済の安定維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1)段階的に応じた対策の基本的な考え方

過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、新型インフルエンザ等への対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを、「準備期」「初動期」「対応期」の3期にわけて対策を行う。

図表5 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

| 時期 | 段階 | 対策 |
|-----|--|---|
| 準備期 | 発生前の段階 | <ul style="list-style-type: none"> 市内各地域におけるワクチン接種体制の整備、市民等に対する啓発や事業者による業務継続計画（BCP）等の策定、DXの推進や人材育成、訓練の実施による接種体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。 |
| 初動期 | 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 | <ul style="list-style-type: none"> 国及び県の対策本部設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。 国及び県、市内医療機関と連携し、病原体の性状の把握や検疫措置等の強化及び早期に患者を発見できる体制をとる。 |
| 対応期 | <p>新型インフルエンザ等の政府対策本部や県対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の段階で次の4つの時期に分かれる。</p> <p>①発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期</p> <p>②感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <p>③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p> <p>④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p> | <ul style="list-style-type: none"> 国や県と連携し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。 病原性に応じて不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行う。 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて対策を切り替える。 流行が収束²し、通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直しを行う。 |

² 収束：患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

(2)社会全体で取り組む対策の重要性

感染対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の医療対応以外の対策と、医療対応を組み合わせで行う。

医療対応以外の対策は継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、特措法その他の法令、本行動計画等に基づき、対策を実施する場合において、次の点に留意する。

(1)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済活動等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行う。

(2)基本的人権の尊重

要請や行動制限は最小限とし、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別等の人権侵害が生じないように取り組む。

(3)関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関して、必要に応じ県対策本部長へ総合調整を行うよう要請する。

(4)高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者が多い本市では、新型コロナ対策で構築した社会福祉施設等と医療機関との連携体制を引き続き確保しつつ、施設職員が自施設内で感染症予防の対応力強化を図るため、県や保健所等の関係機関が開催する感染症予防、まん延防止のための研修を推奨していく。

(5)感染症危機³下の災害対応

感染症危機下の災害対応を想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進め、保健所等関係機関と連携し、相談者等に係る避難情報の共有や感染制御体制を整える。

(6)記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

³ 感染症危機：市民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康並びに市民生活及び市民経済に重大な影響が及ぶ事態。

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1)国の役割

- ・ 地方公共団体及び指定（地方）公共機関等への支援
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・ 感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

(2)県の役割

- ・ 業務継続計画（BCP）⁴の策定勧奨
- ・ 情報提供、共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ 医療機関と病床確保等の医療措置協定締結
- ・ 検査機関、医療機関と検査等措置協定締結
- ・ 宿泊施設等の措置協定締結
- ・ 保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

(3)市の役割

- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ ワクチンの接種体制
- ・ 住民の生活支援（要配慮者への支援）
- ・ 保健所設置市は、保健所の対応や検査体制等の準備
- ・ 県や近隣市町村と緊密な連携

(4)医療機関の役割

- ・ 院内感染対策の研修、訓練
- ・ 周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・ 感染症対策物資⁵等の確保
- ・ 業務継続計画（BCP）の策定及び関係機関との連携

(5)指定（地方）公共機関の役割

- ・ 特措法に基づく対策の実施

⁴ 業務継続計画（BCP）：災害・事故・感染症・システム障害など、業務の継続が困難になるような非常事態が発生した際に重要業務を止めず、又はできるだけ早期に復旧させるための計画。ど

⁵ 感染症対策物資等：感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

(6)登録事業者⁶

- ・ 事業継続等の準備

(7)一般の事業者

- ・ 職場の感染対策
- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄

(8)市民の役割

- ・ 健康管理
- ・ 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）
- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
- ・ 感染症に関する情報への理解と人権尊重

⁶ 登録事業者：新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 対策項目ごとの基本理念と目標

(1) 市行動計画における対策項目等

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものであり、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

① 実施体制

平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練、情報収集等を通じて対応能力を高めておく。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、対策本部を中心に政策を実行し、感染拡大を可能な限り抑制する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜^{さくそう}しやすく、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりする恐れがあるため、国や県が提供・共有する科学的根拠等に基づいた正確な情報を周知するとともに、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。

③ まん延防止

強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれがある場合には、国及び県が行うまん延防止等重点措置⁷や緊急事態措置⁸を踏まえて対策を実施する。

⁷ まん延防止等重点措置：特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

⁸ 緊急事態措置：特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

第2部 第2章 新型インフルエンザ等対策の 対策項目と横断的視点

④ ワクチン

市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な供給及び接種を行う。

市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な供給及び接種を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、県と連携し地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。

市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。また、健康観察等、県の要請に協力する。

⑥ 物資

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、平時から医療機関を始めとする関係機関等で十分に確保されるように感染症対策物資等の備蓄等を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時に、個人防護具が不足する場合は、国や県を通じて医療機関等に対し必要な個人防護具の配布を行う等、更なる対策を講ずる。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

平時から、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。加えて、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組み等

第1節 行動計画の実効性の確保

(1)エビデンスに基づく政策の立案と推進

平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する、エビデンス（根拠）に基づいた政策を実施する。

また、その前段階として国及び県、関係機関等と情報を共有し、データの収集とその分析ができる体制の構築が重要である。

(2)新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できないため、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3)多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、連携や働きかけを行う。

(4)定期的なフォローアップと必要な見直し

国及び県においては、国内外の新興感染症等の発生や対応、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画や県行動計画の改定を行うとしている。市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又は疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市全体で取組を推進する必要がある。そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と柔軟に対応可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、定期的な会議等を通じて関係機関との連携を強化する。

(2)所要の対応

① 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

② 行動計画等の作成や体制整備

ア. 市は、市行動計画を作成し必要に応じ変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ. 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成する。また、その際は、県や市の各部局で作成する業務継続計画（BCP）との整合性に配慮しながら作成する。

ウ. 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し必要な事項を仙北市新型インフルエンザ等対策本部条令（平成25年条例第30号）で定める。

エ. 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全部局対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

③国・県及び指定地方公共機関との連携の強化

ア. 市は、国、県及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

イ. 市は、国や県とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

(1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2)所要の対応

① 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ア. 市は、国内外の発生状況に関する継続的な情報収集を行い、国・県との情報共有に努める。また、流行に備え感染拡大をできる限り少なくするための対策や情報の共有化を図り、相談窓口、広報、チラシ等で市民への注意、喚起を行う。
- イ. 政府対策本部⁹や県対策本部が設置された場合、「仙北市新型インフルエンザ等対策警戒部」（以下「警戒部」という。）を設置する。また、国が「緊急事態宣言」を発令した際は、「仙北市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、総合的な対策を推進する。
- ウ. 市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- エ. 市は、機動的かつ効果的な対策実施のため、国からの財政支援を¹⁰有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて関係する予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。

「仙北市新型インフルエンザ等対策警戒部」

- ア. 警戒部は、国ないし県が「対策本部」を設置したときに、総務部長が設置する。
- イ. 警戒部は、図表6に掲げる職員を置き、その都度必要と認めた本部員で構成し部長が主宰する。
- ウ. 警戒部は、国ないし県と連携し、国内及び県内の感染状況やその対策について情報収集するとともに、国の「緊急事態宣言」に備えて準備を進める。

「仙北市新型インフルエンザ等市対策本部」

- ア. 市対策本部は、国ないし県が「緊急事態宣言」を発令したときに、市長が設置する。
- イ. 市対策本部は、本部長、副本部長及び事務局がその都度必要と認めた本部員で構成し、本部長が主宰する。
- ウ. 市対策本部に、図表6に掲げる職員を置く。
- エ. 本部長は各部局に対し、図表7に掲げる対応を指示する。

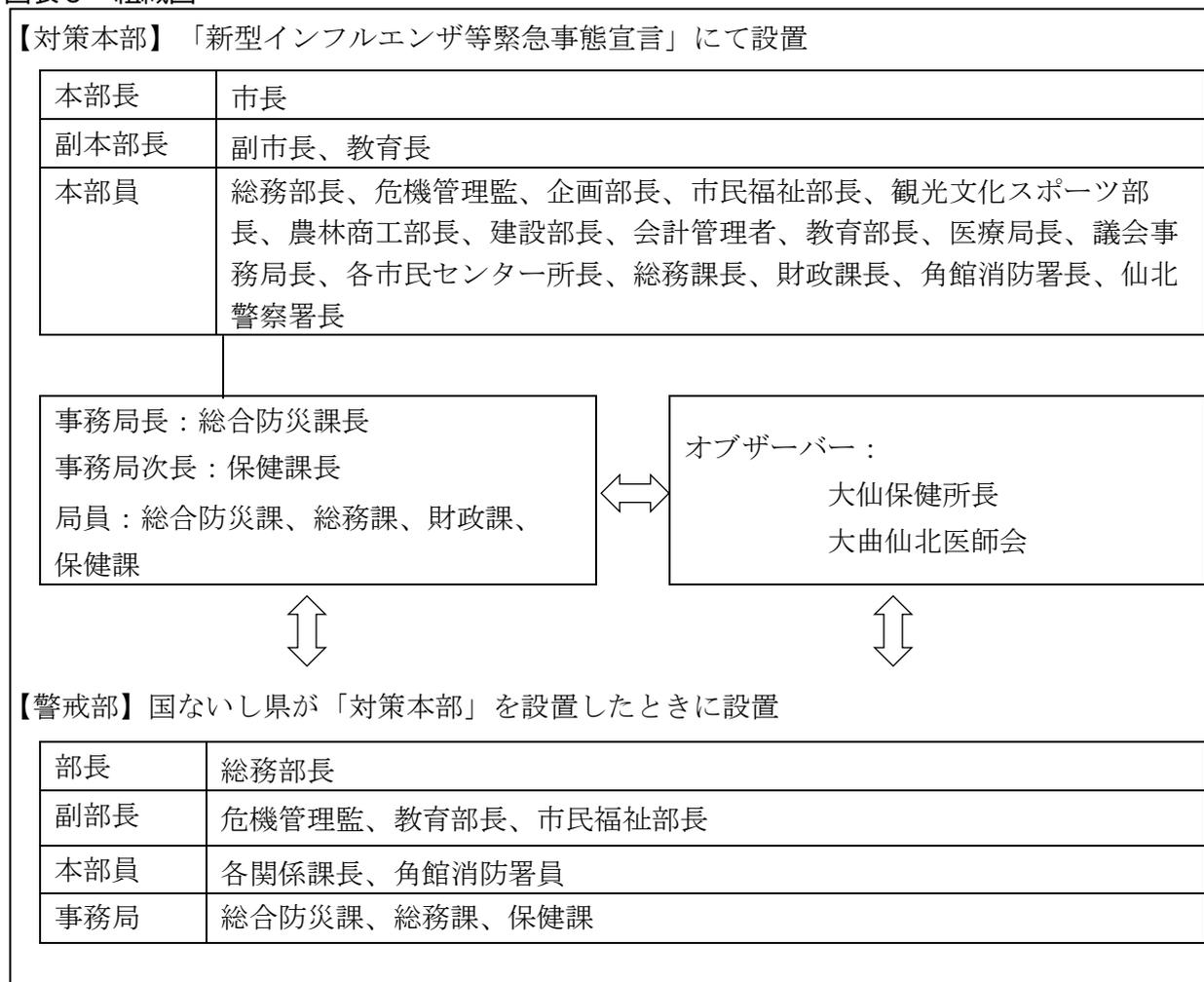
⁹ 特措法第15条

¹⁰ 特措法第70条の2第1項、なお、保健所設置市以外でも新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又はおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能

第3部 第1章 実施体制

- オ. 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- カ. 市対策本部は、必要に応じて、本部長が招集する。
- キ. 本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部に関係機関の長等の出席を求めることができる。
- ク. 市対策本部の事務局は、総務部及び市民福祉部に置く。

図表6 組織図



図表7 市部局の主な対応

| 部 局 名 | 主 な 役 割 |
|-------|--|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画に基づく市の行政機能の維持に関すること ・ 市民の生活支援に関すること ・ 部局職員の感染、まん延防止に関すること ・ 県の各部局からの情報収集に関すること ・ 所管法人等の被害情報等の収集 ・ 所管する社会機能維持関連企業の支援に関すること ・ 所管する会議、イベント等の自粛、調整に関すること ・ 所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること |
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部及び警戒部に関すること ・ 県の情報収集の総括・被害情報等の収集の総括 ・ 県対策本部との連絡調整に関すること ・ 関係機関等からの情報収集に関すること ・ 職員の要請確保と重要業務への職員配置に関すること ・ 職員の健康管理に関すること ・ 事業所等への情報提供に関すること ・ 報道機関対応に関すること ・ 緊急対策予算措置に関すること ・ 必要物品の調達に関すること ・ 庁舎管理に関すること ・ 公用車の利用に関すること ・ 各地域における対策の実施に関すること ・ 市税の徴収猶予及び減免に関すること ・ 外国人への支援に関すること |
| 企画部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県への緊急要望に関すること ・ 広域行政に関すること ・ 地域交通、地域運営隊への対策に関すること ・ DXの推進、調整に関すること |
| 市民福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に係る情報収集、分析に関すること ・ 新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関すること ・ 保健所との連絡調整に関すること ・ 医療機関との連絡調整に関すること ・ ワクチンの予防接種及び確保に関すること ・ 社会福祉施設等の対策に関すること ・ 子育て関連施設等の対策に関すること ・ 在宅要援護者の支援に関すること ・ こころのケアに関すること ・ 相談窓口に関すること ・ 廃棄物の処理に関すること ・ 埋火葬、遺体の安置所等に関すること ・ 渡り鳥や野鳥不審死に関すること ・ ゴミ処理・し尿処理体制の確保に関すること |

第3部 第1章 実施体制

| | |
|-----------|---|
| 観光文化スポーツ部 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の感染、まん延防止に関する事 ・ホテル、旅館等に関する事 ・観光・文化・スポーツ施設への指導、施設閉鎖等に関する事 |
| 農林商工部 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の自粛、支援に関する事 ・養鶏農家へのインフルエンザ対策の啓発に関する事 ・農産物の確保、調達斡旋に関する事 ・家きん、養豚等の生産状況の把握及び支援に関する事 |
| 建設部 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保、維持、制限に関する事 ・市営住宅の管理に関する事 ・工事等請負者への感染防止に関する事 ・下水道の処理体制の確保に関する事 ・上水道、簡易水道の供給体制の確保に関する事 |
| 会計管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要な支払い業務の継続に関する事 |
| 教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校に関する事 ・児童及び生徒の安全確保に関する事 |
| 医療局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種への協力体制に関する事 ・市立角館総合病院、市立田沢湖病院への感染者受け入れ体制に関する事 |

第3節 対応期

(1)目的

初動期に引き続き、新型インフルエンザ等の発生から流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策を持続可能なものとするのが重要である。各対策について、状況に応じて常に見直しを図りながら実施するとともに、医療のひっ迫、病原体の変異、治療薬の開発等の大きな状況の変化があった際には、適切に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2)所要の対応

① 対策の実施体制

ア. 基本となる実施体制

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- ・ 感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や社会経済活動に関する情報等を、市民及び県等の関係機関と継続的に共有する。
- ・ 市は、県と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備したうえで、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

イ. 職員の派遣・応援への対応

- ・ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹¹を要請する。
- ・ 市は、その区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求める¹²。

ウ. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援¹³を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源¹⁴を確保し、必要な対策を実施する

¹¹ 特措法第26条の2第1項

¹² 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

¹³ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

¹⁴ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又はおそれがあるものとして総務大臣がしている市町村は地方債を発行することが可能。

② 緊急事態措置の検討等について

ア. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

ア. 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止¹⁵する。

¹⁵ 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1)目的

感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、国、県、市、医療機関、報道機関、事業者、市民等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を進めることで、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発や情報提供・共有の体制整備に努める。

(2)所要の対応

① 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア. 感染症に関する情報提供

- ・ 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について各媒体を利用し、高齢者、こども、日本語能力が十分ではない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切に配慮をしつつ、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。
- ・ 市は、広報、ウェブサイト、公式LINE等の様々な媒体を通じて情報提供・共有を行う。
- ・ 市は、相談窓口の設置準備を行う。

イ. 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等のないよう啓発する。

ウ. 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック¹⁶の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

② 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国及び県と連携しつつ相談窓口等を設置する準備を進め、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーション¹⁷ができる体制整備を進める。

¹⁶ インフォデミック：ソーシャルメディア等を通じて不確かな情報と正確な情報が急激に拡散される現象

¹⁷ 双方向のリスクコミュニケーション：地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

第2節 初動期から対応期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等の感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2)所要の対応

① 情報提供・共有について

ア. 市における情報提供・共有について

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制の強化と、国や県等が発信する情報を入手し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

イ. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して、県からの協力要請があった際は、患者等に生活支援を行う。

② 双方向のコミュニケーションの実施

準備期に整備した相談窓口等を設置し、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範囲な内容にも対応する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1)目的

新型インフルエンザ発生時における、まん延防止のために、平時から基本的な感染対策を周知するとともに、有事の対応について市民や事業者の理解促進に取り組むことにより、まん延防止を図る。

(2)所要の対応

①新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等¹⁸

ア．市、学校、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

イ．市は、県からのまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態¹⁹における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への要請を受け、県と協力して理解促進を図るための周知広報を行う。

¹⁸ 特措法第8条第2項第2号ロ

¹⁹ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態

第2節 初動期から対応期

(1)目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2)所要の対応

① 市民に対する要請等

ア. 基本的な感染対策に係る要請等

- ・ 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。
- ・ 市は、国及び県から発表される発生状況や感染対策情報に基づき、市民や事業者の理解促進を図るため適切な情報発信を行い注意喚起する。
- ・ 市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ・ 自らの発症が疑わしい場合は、相談窓口に連絡し指示を仰ぎ感染を広げないように不要な外出を控えること、基本的な感染対策について理解促進を図る。

イ. 退避・渡航中止の勧告等

- ・ 市は、国が発出した感染症情報を受けて、県と連携し新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策等の情報提供や不要不急の渡航中止等の注意喚起等の周知を行う。

ウ. 事業者や学校等に対する要請

- ・ 市は、県と連携し、事業者・教育施設・福祉施設等に対してマスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の徹底と、時差出勤やテレワーク、オンライン会議を勧奨し協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨するほか、子どもの通う学校等が臨時休校等をした場合や保育施設の受入れ縮小の場合など保護者である従業員への配慮等を協力要請する。
- ・ 市は、病院、福祉施設等基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ・ 市は、県と連携し、学校保健安全法に基づく臨時休業等²⁰を地域の感染状況に鑑み適切に行うよう、学校の設置者等に要請する。

²⁰ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1)目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県の方針を踏まえ、医療機関及び事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2)所要の対応

① ワクチン接種に必要な資材

市は、平時から図表8に掲げる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

図表8 予防接種に必要となる可能性がある資材（参考）

| 【準備品】 | 【医師・看護師用物品】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計、非接触体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計、パルスオキシメーター等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等薬液 | <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 使い捨てエプロン <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト |
| | 【文房具】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ |
| | <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バック・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋 等 |

② ワクチンの供給体制

市は、新型インフルエンザ発生の際、国、県、医療機関、医療品取り扱い事業者等と連携し、ワクチンの円滑な流通や在庫状況、分配方法について協議する体制を構築する。

③ 接種体制の構築

ア. 接種体制

市は、県、医師会等の関係者と連携し、予防接種に必要となる人員、会場、資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

イ. 特定接種

市は、図表9及び図表10を参考に、特定接種の対象となりうる医療の提供又は市民生活・市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員等や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員について、集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制の構築を図る。

ウ. 住民接種

- ・ 市は、国及び県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ・ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する本市以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。
- ・ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備する。
- ・ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数の推計や住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者の接種体制を関係部局等と協議する。
- ・ 市は、集団接種について、各接種会場の対応可能人数等を推計し、受付、待合場所、問診、ワクチン接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）の配置及び実施方法について医療関係者及び関係部局と協議する。

図表9 特定接種・住民接種の概要

| 分類 | 根拠等 | 優先順位 |
|------|---|--|
| 特定接種 | <ul style="list-style-type: none"> ・特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもの ・政府対策本部が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種 | 新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順が示されている①医療関係者 ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）④それ以外の事業者 |
| 住民接種 | <p>【緊急事態宣言が行われている場合】特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種</p> <p>【緊急事態宣言が行われていない場合】予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種</p> | 以下の 4 つの群に分類し、状況に応じ国が接種順位等を決定 ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦） ②小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。） ③成人・若年者 ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者） |

図表 10 接種対象者の試算方法の考え方

| | 住民接種対象者試算方法 | | 備考 |
|---------------|------------------------|----|---|
| 総人口 | 人口統計（総人口） | A | |
| 基礎疾患のある者 | 対象地域の人口の 7% | B | |
| 妊婦 | 母子健康手帳届出数 | C | |
| 幼児 | 人口統計（1-6 歳未満） | D | |
| 乳児 | 人口統計（1 歳未満） | E1 | |
| 乳児保護者※ | 人口統計（1 歳未満）× 2 | E2 | 乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当 |
| 小学生・中学生・高校生相当 | 人口統計（1-18 歳未満） | F | |
| 高齢者 | 人口統計（65 歳以上） | G | |
| 成人 | 対象地域の人口総計から上記の人数を除いた人数 | H | $A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$ |

※乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する

④ 情報提供・共有

ア. 市民への対応

市は、国や県とともにワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位のあり方等の基本的な情報についてウェブサイトや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の不安解消や理解促進を図る。

イ. 市における対応

市は、定期予防接種の実施主体として医師会等と連携し、予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供を行う。

ウ. 衛生部局以外の分野との連携

市は、ワクチン接種の推進にあたり、医療関係者及び関係部局との予防接種施策の推進を図る。

⑤ DX の推進

市は、国が整備するスマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化に沿った環境整備の取り組みに努める。また、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等の準備を行う。

第2節 初動期

(1)目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、準備期からの取組に基づき、ワクチンの確保及び接種体制等を構築することにより、速やかな予防接種を推進する。

(2)所要の対応

① 接種体制

ア. 接種体制の構築

市は、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材等接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を把握しながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保し、接種体制の構築を行う。また、必要があると認めるときは、医療関係者等に対して協力要請を行う。

イ. 特定接種

市は、準備期で構築した体制や調整に基づき、特定接種が円滑に行えるよう接種体制の確保を図る。

ウ. 住民接種

- ・ 市は、接種の勧奨方法や予約の受付方法、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を行う。
- ・ 接種の準備に当たっては、平時の体制を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ・ 予防接種に必要な業務の洗い出し、各業務の担当部門の決定、必要な人員数等リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。また、予防接種の円滑な推進を図るため、県と連携して調整等を行う。接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については外部委託することも検討する。
- ・ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ・ 市は、医師会等や近隣市町と、接種体制について協議を行う。また、必要に応じて、公的な施設以外の会場等を活用することを検討し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等で接種を行うことについても協議を行う。
- ・ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を構築する。

第3部 第4章 ワクチン

- ・ 市は、医療機関等以外の接種会場を設ける場合は、運営方法、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう必要な設備の整備等の手配を行う。
- ・ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を、速やかに関係機関へ申請する。
- ・ 接種会場での救急対応について、応急治療ができるための救急処置用品を医師会等と協議の上で準備し適切な管理を行う。また、県及び医療関係者や消防署の協力を得ながら、搬送先となる接種会場近くの二次医療機関等を選定し、連携体制を確保する。
- ・ 医療廃棄物容器等については、原則として市が準備する。医師会等と協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、接種会場にて必要となる物品については、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。
- ・ 感染性産業廃棄物の保管場所等、必要な措置を講じる。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。
- ・ 感染予防の観点から、会場の接種経路の設定は、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

(1)目的

国や県の方針を踏まえて、準備期や初動期に計画した接種体制に基づき、迅速にワクチン接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持し適切な接種が行われるように配慮する。

ワクチン接種による症状等についても適切な情報収集を行い、健康被害の迅速な救済に努める。

(2)所要の対応

① 接種体制

- ・ 市は、国及び県と連携して、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国及び県、医療機関と連携して接種体制の継続的な整備に努める。

② 特定接種

ア. 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

③ 住民接種

ア. 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

イ. 予防接種に関する情報提供・共有

市は、国からの要請を受け予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに接種に関する情報提供や共有を行う。

ウ. 予防接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて関係団体と連携し、必要に応じて接種会場の増設等を検討する。また、接種会場での接種が困難な高齢者施設等の入所者等について、関係機関と連携し、接種体制を確保する。

エ. 予防接種記録の管理

市は、接種歴を確認や接種誤りを防止、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

④ ワクチンの安全性

ア. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される最新の科学的知見や海外の動向等の情報や、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報の収集に努め、安全対策について市民等に適切な情報提供・共有を行う。

イ. 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

⑤ 情報提供・共有

- ・ 市は、実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知啓発を行う。
- ・ 市は、予防接種の進捗状況、ワクチンに関する情報、相談窓口（コールセンター）等について接種に必要な情報を市民に提供するとともに相談に応じる。

第5章 保健

第1節 準備期

(1)目的

感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理について、平時より国や県が実施する研修等を通じて訓練する。また、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備等を行うことにより、有事において市の機能を果たすことができるようにする。

市は県との役割分担の明確化や、業務量が急増した際の両者の応援・受援の体制が相互に連携できるようにする。

(2)所要の対応

① 人材の確保

- ・ 市は、流行開始から想定される業務量に対応するため、県と連携し人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。
- ・ 市は、応援派遣等、県における感染症有事体制を構成する人員の確保に協力する。

② 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、県、医療機関等と意見交換や必要な調整等を通じ連携を強化する。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延に備え、国や県の研修等を活用し、人材育成に努める。
- ・ 市は、県が実施する健康観察に協力する体制の構築を図る。

第2節 初動期

(1)目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、市民等の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2)所要の対応

①有事体制への移行準備

- ・ 市は、県と連携し、要請に応じ有事の人員体制移行、全庁を挙げた応援体制、医療職の応援体制等の確保に向け準備を進める。
- ・ 市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

②市民への情報発信・共有

- ・ 市は、発生国・地域等からの帰国者等や有症状者等に対して、県が整備した帰国者・接触者相談センターや感染症指定医療機関の受診につながるよう周知する。
- ・ 市は、重症患者等への適切な救急搬送及び救急医療提供のため症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。
- ・ 市は、国及び県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けの相談窓口等の設置等を通じて、市民への速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク認識や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

(1)目的

準備期及び初動期に計画した体制を確保・構築し、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関等が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、市内の状況に応じた柔軟な対応を行う。

(2)所要の対応

① 主な対応業務の実施

ア. 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する市の健康相談窓口等を強化し、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげるほか、国や県が設置する帰国者・接触者相談センターの周知に努める。

イ. 健康観察及び生活支援

- ・ 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ・ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

(1)目的

市は、感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、定期的な備蓄状況の確認を行うことにより、有事の際に迅速な対応が実施できるように努める。

(2)所要の対応

① 感染症対策物資等の備蓄等

- ・ 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²¹。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²²。
- ・ 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて感染症対策物資等を備蓄する。
- ・ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員をはじめとする搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期から対応期

(1)目的

準備期に引き続き、必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行う。

(2)所要の対応

① 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県及び近隣の地方公共団体等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、相互協力するよう努める。

²¹ 特措法第10条

²² 特措法第11条

第7章 市民の生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、事業者や市民等に適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、業務継続計画（BCP）の策定等の必要な準備を行う。新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2)所要の対応

① 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や部局間での連携のため、必要となる情報提供・共有体制を整備する。

② 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くように留意する。

③ 物資及び資材の備蓄

- 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する²³。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁴

- 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

²³ 特措法10条

²⁴ 特措法11条

④ 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国及び県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障害者等の要配慮者²⁵への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、関係機関と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

⑤ 火葬体制の構築

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を行うための体制を整備する。

²⁵ 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障害者等が対象範囲となる。

第2節 初動期から対応期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者や市民等に事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策を呼び掛ける。

新型インフルエンザ等が発生した場合には、準備期での対応に基づき速やかに所要の対応を行う。また、地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等発生時において、対策の実施や事業継続をすることにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

(2)所要の対応

① 事業継続に向けた準備等の要請

新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策を呼び掛ける。

② 市民生活の安定を確保した対応

ア. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル²⁶予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

イ. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁷やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

エ. 生活関連物資等の価格の安定等

- 市は、国及び県の要請を受け、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上の防止等の要請を行う。

²⁶ フレイル：身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

²⁷ 特措法第45条第2項

第3部 第7章 市民の生活及び市民経済の確保

- ・ 市は、国及び県の要請を受け、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき適切な措置を講ずる。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる²⁸。

オ. 埋葬・火葬の特例等

- ・ 市は、国及び県からの要請があった場合、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・ 市は、県の要請があった場合、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ・ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

③ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア. 事業継続に関する事業者への要請等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理と職場の感染防止対策を要請する。

イ. 事業者に対する支援

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性及び費用対効果を勘案しながら講ずる。

²⁸ 特措法第59条

ウ. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

・ ごみ収集、処理

一般廃棄物の収集・運搬・処理について適切に維持するための必要な措置を講ずる。

・ 水道の供給

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民及び事業者に対して水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。